

【文学部・人文学研究科】

交通機関の運休、台風等における授業、学期末試験の取扱い

(昭和 63 年 9 月 14 日 決 定)

(平成 25 年 10 月 2 日 最終改正)

1. 交通機関の運休の場合

次の(1)から(3)のいずれかに該当する場合、当日のその後に開始する授業(期末試験を含む)を休講とする。

- (1) JR 西日本(神戸線)が事故等のため運休した場合
- (2) 阪急電鉄(神戸線)及び阪神電鉄が事故等のため同時に運休した場合
- (3) 神戸市バス 36 系統が事故等のために運休した場合

ただし、次の場合は授業を実施する。

- ①午前 6 時まで、交通機関が運行した場合は、1 時限目の授業から実施する。
- ②午前 10 時まで、交通機関が運行した場合は、3 時限目(午後)の授業から実施する。

2. 気象警報の場合

神戸市に警報(暴風、大雪、暴風雪)又は特別警報が発令された場合、当日のその後に開始する授業(期末試験を含む。)を休講とする。

なお、気象警報が広域に発令された場合は、発令地域に神戸市が含まれている場合にこの取扱いを適用する。

ただし、次の場合は授業を実施する。

- (1) 午前 6 時まで、気象警報が解除された場合は、1 時限目の授業から実施する。
- (2) 午前 10 時まで、気象警報が解除された場合は、3 時限目(午後)の授業から実施する。

(注) 1 気象警報は、「気象庁が発表する警報」によるものとする。

- 2 解除又は運行の確認は、テレビ・ラジオ等の報道による。
- 3 研究指導等少人数の授業については、担当教員と受講者が相談して授業を行うことがある。
- 4 人文学研究科及び文化科学研究科に在籍する学生についても適用するものとする。
- 5 この取扱いは、平成 25 年 10 月 2 日から適用する。